

政令 第二十三号

復興推進会議令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十四条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（議長）

第一条 議長は、会務を総理する。

（副議長）

第二条 副議長は、議長を助け、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第三条 復興推進会議の庶務は、復興庁に置かれる統括官が処理する。

（復興推進会議の運営）

第四条 前三条に定めるもののほか、議事の手続その他復興推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が復興推進会議に諮って定める。

附 則

この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。